



第48回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル南館 4階ブループラム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	6
〔提供書面〕	
事業報告	19
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

株主総会にご出席いただけない場合

事前に書面による郵送またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2022年3月29日（火曜日）午後5時45分まで

フリエートメディック株式会社

証券コード：5187

証券コード 5187
2022年 3月 14日

株 主 各 位

横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目5番25号
フリエートメディック株式会社
代表取締役社長 佐藤正浩

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえて、会場での感染の発生を避けるため、株主の皆様にはご来場はお控えいただき、書面による郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面による郵送またはインターネットによって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月29日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年3月30日（水曜日）午前10時 ※受付開始 午前9時
2 場 所	横浜市港北区新横浜三丁目7番8号 新横浜国際ホテル南館 4階ブループラム (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第48期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第48期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	3頁および4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、会計監査人および監査等委員会の監査対象となっております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

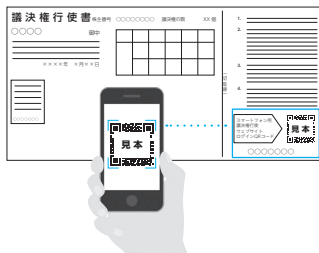
当社ウェブサイト (<https://www.createmedic.co.jp>)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

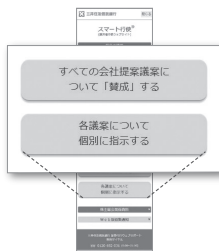
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

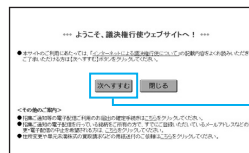
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

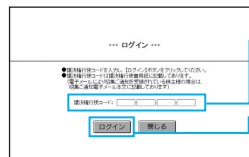
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

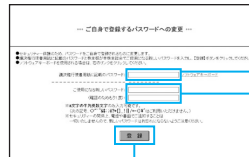
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第48回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

本株主総会において、新型コロナウイルス感染症への対応として以下のとおり実施いたしますので、株主の皆様におかれましては、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へのお願い

感染拡大防止および株主の皆様の感染リスクの観点から、ご来場はお控えいただき、書面による郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

ご来場される株主の皆様へのお願い

検温などによりご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染拡大防止にご協力ください。また、会場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。

当日の運営について

- ・運営スタッフは検温にて体調を確認したうえで参加いたします。
- ・役員および従業員はマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場内は感染防止対策として、座席間隔を空けて設置いたします。その結果、座席数が少なくなるため、満席の場合はご入場をお断りすることがございますのでご了承願います。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、会社の財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えべく以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 20円 配当総額 181,897,580円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月31日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社現行定款について、次の理由から所要の変更をおこなうものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第1条 (条文省略)	<p>附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位および担当等
1	再任	さとう まさひろ 佐藤 正浩	代表取締役社長
2	再任	たにくち ひでのり 谷口 英彦	代表取締役、専務執行役員 大連クリエート医療製品有限公司董事長
3	再任	よしの しゅうぞう 吉野 周三	取締役会長 営業管掌
4	再任	あかおか ようぞう 赤岡 洋三	取締役、常務執行役員 薬機法制担当、開発本部長、連結統括本部長 大連クリエート医療製品有限公司監事
5	再任	えんどう しんいち 遠藤 晋一	取締役、執行役員 市場開発部長 九州クリエートメディック株式会社取締役
6	再任	あきもと かつや 秋元 克也	取締役、執行役員 営業本部長

候補者番号

1

さとう まさひろ
佐藤 正浩

(1960年3月13日生)

所有する当社の株式数.....9,752株

取締役会出席状況.....12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1983年12月	当社入社	2006年4月	当社管理統括部長
1999年4月	当社総務部長		当社人事部長
2002年3月	当社取締役 当社執行役員 当社経理部長	2013年3月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門の重責（総務部長、経理部長、人事部長、管理統括部長）を歴任し、2013年からは代表取締役社長として、豊富な業務経験と知見によりリーダーシップを発揮しております。今後も経営管理・事業運営、経営の監督という観点から当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

たにぐち ひでのり
谷口 英彦

(1960年5月25日生)

所有する当社の株式数.....14,700株

取締役会出席状況.....12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1985年10月	当社入社	2015年3月	当社専務執行役員（現任）
1997年4月	当社中国事業室部長代理		当社生産担当
2001年2月	当社中国事業室長	2016年1月	当社海外事業統括部長
2002年3月	当社執行役員	2017年1月	当社海外事業担当
2009年3月	当社取締役 当社中国事業統括部長	2019年7月	当社生産本部長
		2021年3月	当社代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

大連クリエート医療製品有限公司董事長

取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に中国海外子会社の董事長・総経理、海外事業部門の重責を歴任し、2021年からは代表取締役として、グローバルで豊富な業務経験と知見によりリーダーシップを発揮しております。今後も経営管理・事業運営、経営の監督という観点から当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

よしの しゅうぞう
吉野 周三

(1953年1月24日生)

所有する当社の株式数..... 13,600株

取締役会出席状況..... 12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1981年 9月	当社入社	2003年 3月	当社代表取締役社長
1992年 1月	当社営業本部長代理 当社営業部長	2013年 3月	当社取締役相談役
2000年 3月	当社取締役	2015年 3月	当社代表取締役会長
2000年10月	当社クリニー事業部長	2016年 4月	当社営業管掌（現任）
2002年 3月	当社常務執行役員	2021年 3月	当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して販売部門の重責を歴任し、長年に亘り代表取締役として経営全般に携わり、豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

あか おか ようぞう
赤岡 洋三

(1961年9月19日生)

所有する当社の株式数..... 9,600株

取締役会出席状況..... 12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1985年 8月	当社入社	2016年 6月	当社研究開発センター長
1994年 4月	当社品質保証室長	2017年 3月	当社開発担当
2002年 3月	当社執行役員	2017年 4月	当社開発本部長（現任）
2003年 3月	当社薬事法制統括部長	2020年 3月	当社常務執行役員（現任）
2005年 4月	当社薬事法制部長	2021年 4月	当社薬機法制担当（現任）
2011年 3月	当社取締役（現任）		当社連結統括本部長（現任）
2015年 3月	当社医機法制担当		

【重要な兼職の状況】

大連クリエート医療製品有限公司監事

取締役候補者とした理由

当社入社以来、品質管理・薬機法制的担当部門の責任者として品質システム構築に寄与し、加えて現在は開発部門、グループ各社を統括する任にあり、多岐に亘り幅広く豊富な知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

えん どう しん いち
遠藤 晋一

(1963年8月21日生)

所有する当社の株式数.....9,200株

取締役会出席状況.....12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1987年4月	当社入社	2011年3月	当社取締役（現任）
1999年1月	当社水戸工場長	2013年1月	当社開発担当取締役
2004年11月	当社総合開発統括部長	2021年4月	当社市場開発部長（現任）
2006年4月	当社執行役員（現任）		

【重要な兼職の状況】

九州クリエートメディック株式会社取締役

取締役候補者とした理由

当社入社以来、水戸工場長・開発担当ならびにベトナム海外子会社の社長を歴任し、グローバルで豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開を図るにあたり適任であると判断したことから引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

あきもと かつや
秋元 克也

(1963年1月2日生)

所有する当社の株式数.....8,300株

取締役会出席状況.....12/12回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年10月	当社入社	2017年2月	当社営業本部長（現任）
2009年7月	当社医療事業部東日本営業部首都圏統括		当社医療事業部長
2013年1月	当社医療事業統括部長	2018年3月	当社取締役（現任）
2013年4月	当社執行役員（現任）		

取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して販売部門の重責を歴任し、豊富な業務経験と業界に関する高い知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、D&O保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。
各候補者が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当
1	再任 橋井 敦 はし い あつし	取締役常勤監査等委員
2	再任 社外取締役 独立役員 原田 彰 はら だ あきら	取締役監査等委員
3	再任 社外取締役 独立役員 磯貝 和敏 いそが い かずとし	取締役監査等委員
4	再任 社外取締役 独立役員 日暮 良一 ひ ぐらし りょういち	取締役監査等委員

候補者番号

1

はし い あつし
橋井 敦

(1955年1月29日生)

所有する当社の株式数……………9,800株
取締役会出席状況……………12/12回
監査等委員会出席状況……………10/10回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

2003年9月	当社入社	2014年3月	当社取締役
2004年1月	当社執行役員		当社管理統括部長
2006年4月	当社財務部長	2016年4月	当社専務執行役員
	当社総合企画室長	2017年1月	当社管理本部長
2013年4月	当社総合企画部長	2020年3月	当社取締役常勤監査等委員(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して管理各部門の責任者を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を公正・的確におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

はら だ あきら
原田 彰

(1950年8月7日生)

所有する当社の株式数……………6,500株
取締役会出席状況……………12/12回
監査等委員会出席状況……………10/10回

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1973年4月	中央信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 入行	2009年6月	中央三井信用保証株式会社(現 三井住友トラスト保証株式会社) 顧問
2001年6月	同行執行役員証券代行部長		
2001年9月	同行執行役員証券代行営業部長	2016年3月	当社取締役監査等委員(現任)
2002年11月	中信リース株式会社(現 JA三井リース株式会社) 常務取締役		
2008年6月	中央三井ローンビジネス株式会社(現 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社) 常務取締役		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り金融機関で培った経験および知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的にこなしていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号

3

いそがい かずとし
磯貝 和敏

(1955年12月21日生)

所有する当社の株式数…………… 800株
取締役会出席状況…………… 12/12回
監査等委員会出席状況…………… 10/10回

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1979年 4月	監査法人朝日会計社（現 有限責 任 あずさ監査法人）入社	2019年 6月	株式会社アルファ社外取締役（現 任）
2002年 5月	同監査法人代表社員	2020年 3月	当社取締役監査等委員（現任）
2004年10月	同監査法人横浜事務所長		
2018年 7月	株式会社日本橋会計代表取締役 （現任）		

【重要な兼職の状況】

株式会社日本橋会計代表取締役
株式会社アルファ社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り公認会計士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号

4

ひぐらし りょういち
日暮 良一

(1952年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 100株
取締役会出席状況…………… 12/12回
監査等委員会出席状況…………… 10/10回

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1977年 4月	株式会社東洋経済新報社入社	2011年 4月	同社名古屋支社長
1993年 4月	同社「会社四季報」編集長	2014年 4月	一般社団法人経済倶楽部常任理事 （現任）
1995年 4月	同社「オール投資」編集長		
2001年 4月	同社企業情報部長	2020年 3月	当社取締役監査等委員（現任）

【重要な兼職の状況】

一般社団法人経済倶楽部常任理事

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り企業分析の分野において培った経験と豊富な知識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社の間で特別の利害関係はありません。
2. 原田彰、磯貝和敏、日暮良一の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 原田彰氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 4. 磯貝和敏氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 5. 日暮良一氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 6. 当社は原田彰、磯貝和敏および日暮良一の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、D&O保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。
各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額については、2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年48,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役に對する間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告30頁に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は事業報告32頁に記載のとおりであります。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

〔提供書面〕

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、ワクチン接種の普及や国の経済対策などにより、社会経済活動に回復の兆しが見えました。しかしながら、足元の昨年12月以降は変異型オミクロン株が急速に拡大したことにより、先行きは不透明な状況となっております。

医療機器業界におきましては、手術件数や外来診療などの医療活動が改善傾向にありますが、変異型オミクロン株の感染急拡大による医療ひっ迫の影響が懸念されており、未だ予断を許さない状況となっております。また、製品のサプライチェーンにつきましても新型コロナウイルス感染症による世界的な医療材料の需要拡大に伴う原材料価格の上昇に加え、原油価格や輸送費の高騰が新たな課題となっており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、営業面ではコロナ禍に対応した営業戦略としてWEBによる営業活動やオンラインセミナー、マーケティング活動を展開いたしました。

また、開発面では、中期経営計画の重点戦略分野である泌尿器系・消化器系の製品ラインナップ充実に向けた新製品開発に注力するとともに、国内外の薬事規制や欧州の医療機器規則の強化に対応したライセンスの維持、新規認証取得にも対応してまいりました。

一方、生産面につきましましては、ベトナム南部の感染拡大を受けてベトナムクリエートメディック有限会社が2ヶ月間の操業を停止し、一部の製品に供給の遅れが生じました。なお、現在、ベトナムクリエートメディック有限会社は正常に操業しております。また、原材料価格や物流コストの上昇が製造コストにも影響を及ぼす結果となりました。

以上により、売上高につきましましては、前期の新型コロナウイルス感染症による影響が改善したことにより、全ての販売形態が増加となりました。

利益面では、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益が僅かに増加となりましたが、ベトナムクリエートメディック有限会社の操業停止による影響、原材料価格や物流コストの上昇により、営業利益が減益という結果となっております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高11,698百万円（前期比8.0%増）、営業利益866百万円（前期比12.0%減）、経常利益1,009百万円（前期比6.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益660百万円（前期比0.1%増）となりました。

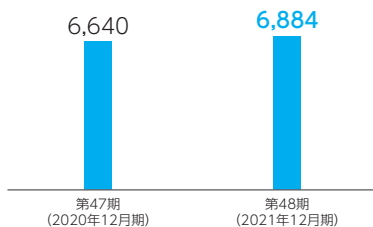
	第47期 (2020年12月期)	第48期 (2021年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	10,830	11,698	8.0%増
営業利益	984	866	12.0%減
経常利益	952	1,009	6.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	659	660	0.1%増

次に売上の概況を販売形態別にご報告いたします。

自社販売

売上高

(単位：百万円)

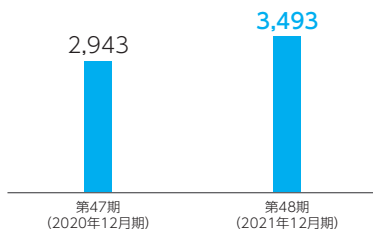


自社販売は、医療機関の感染対策により訪問規制など営業活動の制約を受けましたが、泌尿器系製品のフォーリートレイキットや尿管ステントおよび消化器系製品の大腸・胃十二指腸用ステントが好調に推移したことにより、売上高6,884百万円（前期比3.7%増）となりました。

海外販売

売上高

(単位：百万円)

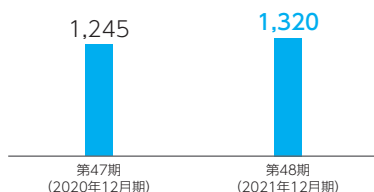


海外販売のうち、輸出版売は欧州向けが販売先の在庫調整などの影響により前期を下回る実績となりました。一方、中国販売は前期の新型コロナウイルス感染症による減少から回復し、さらに人民元の為替レートが円安となったことにより大幅な増加となりました。その結果、海外販売の売上高は3,493百万円（前期比18.7%増）となりました。

OEM販売

売上高

(単位：百万円)



OEM販売は、新型コロナウイルス感染症により一部製品が販売先の在庫調整の影響を受けましたが、血管系の造影検査製品が手術件数の回復により増加したことにより、売上高1,320百万円（前期比6.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は572百万円です。主なものといたしまして、国内における新基幹システムなどの情報関連投資や、大連クリエート医療製品有限公司における自動化・省力化の生産設備および工場の改造工事をおこないました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

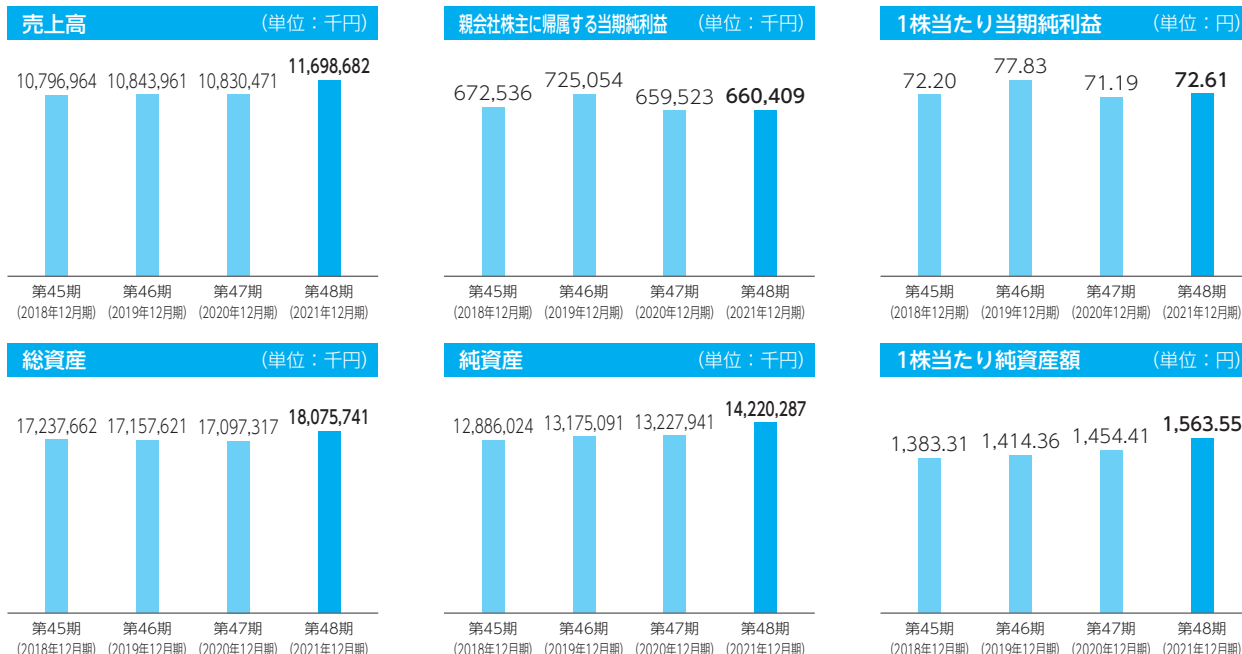
⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



	第45期 (2018年12月期)	第46期 (2019年12月期)	第47期 (2020年12月期)	第48期 (2021年12月期)
売上高 (千円)	10,796,964	10,843,961	10,830,471	11,698,682
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	672,536	725,054	659,523	660,409
1株当たり当期純利益 (円)	72.20	77.83	71.19	72.61
総資産 (千円)	17,237,662	17,157,621	17,097,317	18,075,741
純資産 (千円)	12,886,024	13,175,091	13,227,941	14,220,287
1株当たり純資産額 (円)	1,383.31	1,414.36	1,454.41	1,563.55

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第46期から適用しており、第45期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大連クリエート医療製品有限公司	679万米ドル	100%	医療機器の製造
クリエート国際貿易（大連）有限公司	101万米ドル	100%	医療機器の販売、部材の調達・輸出
九州クリエートメディック株式会社	245,000千円	100%	医療機器の製造、販売
ベトナムクリエートメディック有限会社	555万米ドル	100%	医療機器の製造、販売

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の連結売上高は11,698百万円（前期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は660百万円（前期比0.1%増）となりました。

なお、連結子会社は前項の4社であり、持分法適用会社はありません。

(4) 対処すべき課題

医療機器業界におきましては、今後も新型コロナウイルス感染症による医療への影響が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、自社ブランド製品の探索・企画および既存製品の改良を含め、スピード感をもった新製品の開発に引き続き注力し、各生産拠点では製品の安定供給のためのリスク対策とコスト削減策を強化してまいります。

また、営業面では、コロナ禍に対応した営業戦略の創出を進め、医療現場のニーズにお応えできるよう積極的な販売活動に取り組んでまいります。

2022年12月期の業績予想につきましては、自社販売における泌尿器系・消化器系製品の拡販を進めるとともに、海外販売における中国市場の販売伸長を目指してまいります。

一方、利益面は、サプライチェーンの原材料価格や物流コストの高騰による売上原価の上昇、欧州の医療機器規則に係る準備費用や情報関連投資に伴う償却費増加などがコスト負担となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減少を見込んでおります。

品質面では、グループ全体の品質管理体制の一段の強化に努め、一層の安全性の向上とともにユーザーの利便性向上に努めてまいります。

当社グループは利益還元を経営の重要施策と位置付け、今後の収益力向上のために内部留保による経営基盤の強化を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を実施してまいり所存であります。

今後の業績向上に全社一丸となり邁進いたす決意でありますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当企業集団は、シリコンラバーを主な原材料としたディスポーザブルカテーテル・チューブおよび医療機器の製造・販売を主な事業内容としております。

系統分類別の主要製品は以下のとおりであります。

系統分類	主要製品
泌尿器系製品	留置導尿関連製品、腎ろう造設術関連製品、自己導尿関連製品
外科系製品	P T C D関連製品、ドレーンチューブ、腹腔鏡下内視鏡手術用製品
消化器系製品	イレウス関連製品、胃ろう造設術関連製品、栄養投与関連製品、大腸ステント
麻酔・呼吸器系製品	麻酔関連製品、呼吸器関連製品
看護・検査系ほか製品	看護関連製品、生検針

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

クリエートメディック株式会社	本 社	横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目5番25号
	北 海 道 工 場	岩見沢市 (北海道)
	水 戸 事 業 所	水戸市 (茨城県)
	研究開発センター	川崎市 (神奈川県)
	営 業 拠 点	札幌、盛岡、仙台、さいたま、東京、多摩、千葉、神奈川、名古屋、大阪、広島、福岡
大連クリエート医療製品有限公司	本 社 ・ 工 場	中華人民共和国大連市
クリエート国際貿易 (大連) 有限公司	本 社	中華人民共和国大連市
九州クリエートメディック株式会社	本 社 ・ 工 場	北九州市 (福岡県)
ベトナムクリエートメディック有限会社	本 社 ・ 工 場	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

(注) 盛岡出張所は営業体制の効率化を目的に管轄テリトリーを仙台支店に移管し、2021年12月31日をもって閉鎖いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,170 (229) 名	△46 (△2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
332 (86) 名	△12 (8) 名	45.6歳	20.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 横浜銀行	800,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,664,327株 (自己株式 569,448株を含む)
- ③ 株主数 5,699名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
つづき企画株式会社	1,154,600株	12.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	725,700	8.0
中尾廣政	644,532	7.1
公益財団法人中尾奨学財団	600,000	6.6
株式会社横浜銀行	422,400	4.6
中尾政嗣	251,196	2.8
明治安田生命保険相互会社	211,200	2.3
笠原正孝	198,000	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	187,000	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	160,000	1.8

(注) 当社は自己株式569,448株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式(569,448株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤正浩	
代表取締役	谷口英彦	専務執行役員 大連クリエート医療製品有限公司董事長
取締役会長	吉野周三	営業管掌
取締役	赤岡洋三	常務執行役員 薬機法制担当、開発本部長、連結統括本部長 大連クリエート医療製品有限公司監事
取締役	藍純男	執行役員 クリエート国際貿易（大連）有限公司董事長
取締役	遠藤晋一	執行役員 市場開発部長 九州クリエートメディック株式会社取締役
取締役	秋元克也	執行役員 営業本部長
取締役 (常勤監査等委員)	橋井敦	
取締役 (監査等委員)	原田彰	
取締役 (監査等委員)	磯貝和敏	株式会社日本橋会計代表取締役 株式会社アルファ社外取締役
取締役 (監査等委員)	日暮良一	一般社団法人経済倶楽部常任理事

(注) 1. 監査等委員である取締役原田彰、磯貝和敏および日暮良一の3氏は社外取締役であります。

2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、橋井敦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 常勤監査等委員である取締役橋井敦、監査等委員である取締役原田彰、磯貝和敏および日暮良一の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査等委員である取締役橋井敦氏は、当社の経理部門におきまして決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事していたことから、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役原田彰氏は、長年の金融機関の経営等を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役磯貝和敏氏は、長年に亘り培われた公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役日暮良一氏は、長年に亘り企業の財務分析等を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員である取締役原田彰、磯貝和敏および日暮良一の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨を定めておりますが、現在、責任限定契約は締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。D&O保険契約の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ更新いたします。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員報酬等は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、取締役および監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議によりそれぞれ限度額を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

役員報酬等の決定にあたっては、①持続的に企業価値の向上を促すものとする、②中長期経営目標達成を強く動機づけ、短期志向への偏重を抑制する制度とする、③役位が上位の者ほど業績に連動する報酬の全報酬に占める比率を高くすることを方針とし、適切なバランスのとれたものとなるようにしております。

取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と中期経営計画の経営指標に応じて支給する中期業績連動報酬および当該事業年度の業績に応じて支給する短期業績連動報酬により構成され、役員別に設定した比率で固定報酬・中期業績連動報酬・短期業績連動報酬の金額割合を決定し、固定報酬と中期業績連動報酬は各月の報酬として、短期業績連動報酬は事業年度の決算日後に賞与として、それぞれ支給しております。業績連動報酬のうち短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の目標値（売上高および経常利益）の達成度合いに応じて支給金額を算定しております。

中期業績連動報酬は、企業価値の継続的な向上と中長期経営目標達成への動機づけとするため、中期経営計画の経営目標に基づく業績指標を取締役会で決定し、指標数値に応じて支給金額が一定の範囲で変動いたします。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性および客観性を保つ観点から、固定報酬のみで構成しております。

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	中期業績連動 報酬	短期業績連動 報酬	
取締役(監査等委員を除く)	112,443千円	59,700千円	34,542千円	18,201千円	7名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	25,164 (16,524)	25,164 (16,524)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	137,607 (16,524)	84,864 (16,524)	34,542 (—)	18,201 (—)	11 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 短期業績連動報酬にかかる業績指標は「連結売上高」・「連結経常利益」であり、その実績は2020年12月期の連結売上高10,830百万円、連結経常利益952百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の目標値の達成度合いに応じて支給金額を決定しております。
3. 中期業績連動報酬は、企業価値の継続的な向上を促すため、中期経営計画の経営目標に基づく業績指標を取締役会で決定し、指標数値に応じて算出された金額を決定しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
6. 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した18,201千円を含んでおります。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

2022年2月10日開催の取締役会において、本株主総会にお諮りしている第5号議案を承認いただくことを条件として新たな役員報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議いたしました。本株主総会にお諮りしている第5号議案を承認いただいた場合の決定方針は以下のとおりとなります。

役員報酬等は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、取締役および監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議によりそれぞれ限度額を決定しております。2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内となっております。

役員報酬等の決定にあたっては、①持続的に企業価値の向上を促すものとする、②中長期経営目標達成を強く動機づけ、短期志向への偏重を抑制する制度とする、③役位が上位の者ほど業績に連動する報酬の全報酬に占める比率を高くすること、④株式保有により、着実な企業価値向上における株主との価値共有を図ることを方針とし、適切なバランスのとれたものとなるようにしております。

取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と中期経営計画の経営指標に応じて支給する中期業績連動報酬および当該事業年度の業績に応じて支給する短期業績連動報酬ならびに譲渡制限付株式により構成され、役位別に設定した比率で各報酬の金額割合を決定し、固定報酬と中期業績連動報酬は各月の報酬として、短期業績連動報酬は事業年度の決算日後に賞与としてそれぞれ支給し、譲渡制限付株式報酬は、原則毎期株式を交付して取締役退任時等に譲渡制限を解除することとしております。

業績連動報酬のうち短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の目標値（売上高および経常利益）の達成度合いに応じて支給金額を算定しております。

中期業績連動報酬は、企業価値の継続的な向上と中長期経営目標達成への動機づけとするため、中期経営計画の経営目標に基づく業績指標を取締役会で決定し、指標数値に応じて支給金額が一定の範囲で変動いたします。

譲渡制限付株式は、中長期的な株式保有を通じて企業価値向上と株主との価値共有を図ることを目的とし、前年の業績を踏まえて支給総額を取締役会において決議し、役位毎の分配比率に応じて付与株式数を決定しており、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額は、従来の取締役の報酬額範囲内で年額50,000千円以内といたします。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性および客観性を保つ観点から、固定報酬のみで構成してまいります。

上記の当社の決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における客観的な審議を経て取締役会において決定しております。

また、取締役の個人報酬額の決定にあたっては、その決定プロセスの妥当性について、指名・報酬委員会への諮問をおこない、同委員会の審議を経た答申を受けて決定することで透明性と客観性を確保しております。

八. 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	磯貝和敏	株式会社日本橋会計代表取締役 株式会社アルファ社外取締役	特別な利害関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	日暮良一	一般社団法人経済倶楽部常任理事	特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況および 社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 (監査等委員)	原田 彰	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席および監査等委員会10回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。
取締役 (監査等委員)	磯貝和敏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席および監査等委員会10回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な公認会計士・税理士の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。
取締役 (監査等委員)	日暮良一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席および監査等委員会10回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は当社及びグループ会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監視・監督する。
- ③取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。
- ④当社は常にコンプライアンスを念頭に置く企業文化の確立を目指し、「倫理規範」を定めた上で、取締役及び使用人の意識向上に向け周知徹底を図る。
- ⑤コンプライアンス体制の充実のため、内部通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。
- ⑥内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査等委員会に適宜報告する。
- ⑦当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引もおこなわないとする方針を堅持する。
当社は、従来より社内窓口部署を設け、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき記録・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクマネジメント委員会はリスク管理規程に基づき、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制を統括し、基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。

- ②各部門及びグループ会社の責任者は、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
 - ③当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応をおこなう。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
 - ②取締役で構成される経営会議において、業務執行上の重要事項の情報共有や審議をおこなうとともに、執行役員及び部門長で構成される事業統括会議等の会議体において、施策の進捗管理をおこなう。
 - ③取締役会は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、取締役及び使用人はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理をおこなう。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の経営管理については、当社経営方針・事業計画及び社内規則に即して企業集団の統治を図るとともに、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保する。
 - ②子会社の取締役を当社から派遣し、当該取締役は子会社の業務執行状況を指導・監督の上、当社取締役会に報告する。
 - ③子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、内部統制システムを整備することを基本とする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置するものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ②当該使用人の任免等の人事については、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ①取締役又は使用人が、重大な法令違反や当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備する。
- ②監査等委員会は必要と判断した場合に、取締役及び使用人から報告を受けることができるとともに、必要に応じて重要と思われる会議に出席できるものとする。
- ③監査等委員会へ報告したことを理由とした不利な取り扱いを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をおこなう。
- ②監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ③監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換をおこなうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ④監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、適切に当社が処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会では各取締役より業務執行状況の報告がおこなわれ、この報告を受けて取締役および監査等委員会は、取締役の職務執行状況が法令等に適合していることを確認しております。なお、当事業年度において取締役会は12回開催されております。

また、経営理念や行動指針、倫理規範を記載した冊子を全社員に配布し、コンプライアンスを念頭においた企業文化の確立に向け、周知徹底を図っております。

さらに内部監査を通じて状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況も確認しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の関連情報は社内規程に基づき、適切に保存および管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会ではグループ全体のリスク管理を統括するとともに、内在するリスクに関して適宜対策を実施しております。当事業年度においては3回開催しており、主に新型コロナウイルス感染症の対策やBCP（事業継続計画）についての取り組みと、従前リスク内容についての整理・見直しをおこないました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役で構成する経営会議を4回開催し、業務執行上の重要施策について活発な議論をおこなうとともに、適切な意思決定をおこなっております。また当該施策の進捗状況についても適宜確認しております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣するとともに、月次で業務執行状況の報告を受け、適切に監督しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、必要に応じて当該使用人を配置いたします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は取締役会だけでなく、代表取締役との定期会合や内部監査部門との連携、その他関係部門からの報告等によって業務執行状況等を把握するとともに、必要に応じて意見を述べております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	11,575,128
現金及び預金	4,359,173
受取手形及び売掛金	2,309,285
電子記録債権	1,246,880
商品及び製品	1,723,853
仕掛品	703,859
原材料及び貯蔵品	790,760
その他	445,415
貸倒引当金	△4,098
固定資産	6,500,612
有形固定資産	5,080,245
建物及び構築物	2,505,935
機械装置及び運搬具	381,113
土地	1,658,678
建設仮勘定	133,484
その他	401,034
無形固定資産	686,688
借地権	155,974
その他	530,713
投資その他の資産	733,678
投資有価証券	393,953
繰延税金資産	274,553
その他	65,171
資産合計	18,075,741

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	2,573,144
支払手形及び買掛金	450,960
電子記録債務	232,664
短期借入金	800,000
未払法人税等	118,571
賞与引当金	56,210
役員賞与引当金	18,201
その他	896,536
固定負債	1,282,308
退職給付に係る負債	1,202,209
資産除去債務	3,627
長期未払金	71,475
その他	4,996
負債合計	3,855,453
純資産の部	
株主資本	13,365,048
資本金	1,461,735
資本剰余金	1,486,022
利益剰余金	10,931,249
自己株式	△513,958
その他の包括利益累計額	855,238
その他有価証券評価差額金	25,076
為替換算調整勘定	867,253
退職給付に係る調整累計額	△37,091
純資産合計	14,220,287
負債・純資産合計	18,075,741

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,698,682
売 上 原 価		6,438,464
売 上 総 利 益		5,260,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,393,433
営 業 利 益		866,784
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	37,443	
受 取 配 当 金	5,646	
受 取 手 数 料	1,781	
為 替 差 益	84,594	
そ の 他	26,905	156,370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,097	
固 定 資 産 除 却 損	5,577	
そ の 他	1,502	13,177
経 常 利 益		1,009,977
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	68,200	68,200
特 別 損 失		
新型コロナウイルス感染症による損失	37,478	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	75,072	112,551
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		965,626
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	318,827	
法 人 税 等 還 付 税 額	△44,949	
法 人 税 等 調 整 額	31,339	305,217
当 期 純 利 益		660,409
親会社株主に帰属する当期純利益		660,409

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,461,735	1,486,022	10,607,355	△513,801	13,041,312
当期変動額					
剰余金の配当			△336,515		△336,515
親会社株主に帰属する当期純利益			660,409		660,409
自己株式の取得				△157	△157
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	323,893	△157	323,736
当期末残高	1,461,735	1,486,022	10,931,249	△513,958	13,365,048

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	12,441	262,944	△88,757	186,628	13,227,941
当期変動額					
剰余金の配当					△336,515
親会社株主に帰属する当期純利益					660,409
自己株式の取得					△157
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	12,634	604,309	51,665	668,610	668,610
当期変動額合計	12,634	604,309	51,665	668,610	992,346
当期末残高	25,076	867,253	△37,091	855,238	14,220,287

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	7,348,234
現金及び預金	1,836,173
受取手形	265,690
電子記録債権	1,246,880
売掛金	1,985,222
有価証券	99,998
商品及び製品	1,169,607
仕掛品	309,358
原材料及び貯蔵品	196,989
前渡金	122,979
前払費用	16,501
未収入金	78,422
その他	24,510
貸倒引当金	△4,098
固定資産	6,174,433
有形固定資産	3,116,651
建物	1,252,096
構築物	28,376
機械装置	26,294
車両運搬具	603
工具器具備品	185,900
土地	1,574,630
建設仮勘定	48,750
無形固定資産	510,921
電話加入権	10,218
水道施設利用権	1,130
ソフトウェア	499,572
投資その他の資産	2,546,860
投資有価証券	393,853
関係会社株式	280,000
関係会社出資金	1,411,786
繰延税金資産	414,627
保証金	46,593
資産合計	13,522,668

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	2,230,679
支払手形	160,781
設備関係支払手形	2,141
電子記録債務	224,279
設備関係電子記録債務	8,385
買掛金	383,245
短期借入金	800,000
未払金	261,825
未払費用	116,440
未払法人税等	70,118
未払消費税等	74,611
預り金	59,534
役員賞与引当金	18,201
賞与引当金	33,000
その他	18,114
固定負債	1,150,587
長期未払金	71,475
退職給付引当金	1,075,485
資産除去債務	3,627
負債合計	3,381,267
純資産の部	
株主資本	10,116,324
資本金	1,461,735
資本剰余金	1,486,022
資本準備金	1,486,022
利益剰余金	7,682,524
利益準備金	150,000
その他利益剰余金	7,532,524
別途積立金	4,900,000
繰越利益剰余金	2,632,524
自己株式	△513,958
評価・換算差額等	25,076
その他有価証券評価差額金	25,076
純資産合計	10,141,400
負債・純資産合計	13,522,668

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,456,066
売 上 原 価		5,863,802
売 上 総 利 益		3,592,264
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,602,358
営 業 損 失		△10,094
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,202	
受 取 配 当 金	505,646	
そ の 他	29,453	537,302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,283	
固 定 資 産 除 却 損	2,534	
そ の 他	1,422	9,240
経 常 利 益		517,968
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	75,072	75,072
税 引 前 当 期 純 利 益		442,895
法人税、住民税及び事業税	121,488	
法 人 税 等 調 整 額	△50,635	70,853
当 期 純 利 益		372,042

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,461,735	1,486,022	150,000	4,900,000	2,596,997	7,646,997	△513,801	10,080,954
当期変動額								
剰余金の配当					△336,515	△336,515		△336,515
当期純利益					372,042	372,042		372,042
自己株式の取得							△157	△157
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	35,527	35,527	△157	35,369
当期末残高	1,461,735	1,486,022	150,000	4,900,000	2,632,524	7,682,524	△513,958	10,116,324

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,441	10,093,396
当期変動額		
剰余金の配当		△336,515
当期純利益		372,042
自己株式の取得		△157
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,634	12,634
当期変動額合計	12,634	48,004
当期末残高	25,076	10,141,400

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

クリエイトメディック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 笠島 健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリエイトメディック株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリエイトメディック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第48期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月9日

クリエートメディック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋井 敦 ㊟

監査等委員 原田 彰 ㊟

監査等委員 磯貝和敏 ㊟

監査等委員 日暮良一 ㊟

(注) 監査等委員原田彰、監査等委員磯貝和敏及び監査等委員日暮良一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

フリエートメディック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 笠島 健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリエートメディック株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月9日

クリエートメディック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋井 敦 ㊟

監 査 等 委 員 原 田 彰 ㊟

監 査 等 委 員 磯 貝 和 敏 ㊟

監 査 等 委 員 日 暮 良 一 ㊟

(注) 監査等委員原田彰、監査等委員磯貝和敏及び監査等委員日暮良一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

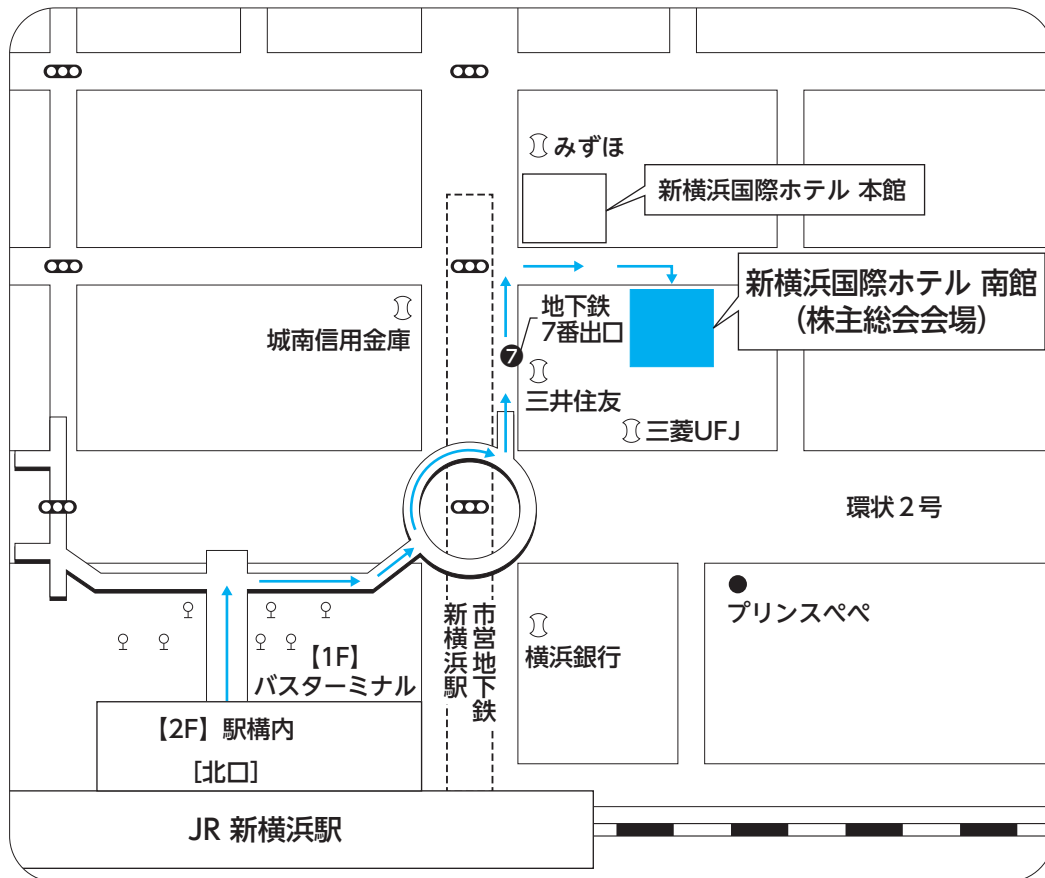
定時株主総会会場ご案内図

会場

横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル南館 4階ブループラム

交通

- ① J R 新横浜駅 北口より徒歩3分
- ② 横浜市営地下鉄 新横浜駅 7番出口より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。